

2018年6月4日

株式会社アシロ 御中
代表取締役 中山博登 殿

〒700-0026

岡山市北区奉還町1-7-7 オルガ5階
適格消費者団体 特定非営利活動法人消費者ネットおかやま
理事長 河田 英正
TEL : 086-230-1316 FAX : 086-230-6880
HP : <http://okayama-con.net/>

申 入 書

1 はじめに

当法人は消費者の権利擁護を目的として、消費者、消費者団体、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成し、消費者契約法（平成12年法律第61号）第13条の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体です。当法人の活動の一環として、消費者契約の約款等の内容を検討し、その適正化のための提言を行っています（組織概要についてはホームページをご参照ください）。

この度は、2018年1月12日付け当法人からの質問書に対し、丁寧にご回答をいただき、ありがとうございました。まずはお礼申し上げます。

貴社の回答書を精査・検討させていただきました結果、改めて下記の申し入れを行うことといたします。

つきましては、ご多忙中恐縮ではございますが、本書到達後1ヶ月以内に、下記の申し入れ事項について文書にてご回答いただくよう改めて要請いたします。なお、回答の有無及び回答内容は原則として当法人のウェブサイト等において公表する場合がありますことを予め申し添えます。

2 申し入れの内容について

貴社ウェブサイト上の「〇〇が得意な弁護士」「〇〇が得意な弁護士事務所」「〇〇を有利に進める弁護士」「〇〇に強い弁護士」、という記載について、あくまでも当該弁護士の自己申告にすぎないことが分かるような記載を追加していただくか、上記のような、各事件類型について、得意であったり、強かったり、有利に進められたりする弁護士を検索できる趣旨の表示を削除してください。

3 申し入れの理由

貴社2018年2月8日付回答書(以下「回答書」という)によれば、貴社サイトに掲載されている弁護士については、掲載サイトの分野を積極的に扱っていることの自己申告及び、安くない広告料(首都圏単価で月額10万円)を支払って掲載を希望していることを該当分野における厳選性の裏付けとしているものと考えました。

また、厳選という文言についてはサイト名称に冠されたもので誇張の限度が社会一般に許容される範囲を超えるものではなく、主観的なイメージについて弁護士の一般的な取扱い分野に関し自己申告により担保されているから問題ないとのご主張であると理解いたしました。

しかし、貴社ウェブサイト上及び、貴社ウェブサイトを google で検索した際の説明文には、「〇〇が得意な弁護士」「〇〇が得意な弁護士事務所」「〇〇を有利に進める弁護士」「〇〇に強い弁護士」という文言が表示されています。

これらの文言と「厳選」という冠名称が相互に影響を及ぼすことで、貴社ウェブサイトを利用した消費者が、貴社ウェブサイトに掲載されている弁護士が、単に自己申告によるだけでなく、何らかの基準により選別された「〇〇が得意な」「〇〇を有利に進める」「〇〇に強い」弁護士であると誤認する可能性は否定できません。

従って、当法人としては、やはり貴社ウェブサイトの表示は景品表示法に違反する可能性があると考えざるを得ず、これを是正するためには、前項記載の対応が必要であると考えます。

4 結語

以上から、当法人は貴社に対して第2項記載の申し入れを行いますので、ご多忙中のところ恐縮ではございますが、ご検討・回答のほど、よろしく願いいたします。